証券コード　3798
2020年６月９日

株　主　各　位

東京都中央区晴海一丁目８番１０号
晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階
ＵＬＳグループ株式会社
代表取締役社長　漆　原　　茂

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本総会につきましては、書面による議決権行使をご検討くださいますようお願い申しあげます。書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都中央区晴海一丁目８番10号
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーX棟５階　会議室２番

３．目的事項
報告事項
１．第20期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第20期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス(http://www.ulsgroup.co.jp/))に掲載させていただきます。
◎以下の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト(http://www.ulsgroup.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
　①　連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表
従って、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を、また監査役が監査報告を、それぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎昨年まで株主総会に出席の株主の皆様にお土産をご用意しておりましたが、株主の皆様に対する公平な利益還元の観点から、本年よりお土産を取り止めとさせていただくこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

◎新型コロナウイルス感染防止への対応について
1.株主説明会
今年度は、株主総会終了後の「株主説明会」を開催しないこととさせていただきます。予めご了承ください。
2．当社の対応
① 株主総会当日対応させていただく社員については、マスクを着用させていただきます。
② 会場に消毒用アルコール液を設置いたします。
3．株主様へのお願い
① 株主総会への出席をご検討されている株主様には、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申しあげます。
② ご来場の際には、マスクを着用していただけますようお願い申しあげます。また、受付に設置の消毒用アルコール液をご利用のうえ、ご入場をお願い申しあげます。
③ 受付にて体温測定をお願いする場合がございます。ご協力のほどお願い申しあげます。
④ ご来場中の株主様で体調不良と見受けられる方には、会場スタッフがお声がけすることがございます。予め、ご了承ください。
⑤ 株主様の議決権は、株主総会へのご出席を見合わせた場合であっても同封の議決権行使書面によって行使することができますので、ぜひご利用をご検討ください。議決権行使書面による議決権の行使方法の詳細は、同書面の記載をご参照ください。
【議決権行使期限】2020年６月25日（木）午後６時（到着分）迄
4．今後の流行状況により、感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、当社のウェブサイト（http://www.ulsgroup.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税の増税等による影響はあったものの、雇用・所得環境の改善や企業収益の拡大が進み緩やかな回復基調で推移しましたが、2020年に入り新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、急激な景気下振れのリスクが顕在化してきました。

このような経営環境のもと、当社グループについては、先端IT技術を活用し事業競争力強化を図るいわゆるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を推し進める企業の増加を背景に、当社グループが得意とする企業の競合優位性を支える情報システム投資（戦略的IT投資領域）に対するコンサルティングへのニーズは一年を通じて非常に高く、業績は例年にも増して堅調に推移することができました。また、2020年２月には企業のＤＸ推進には不可欠な高度なアーキテクチャ技術を有する株式会社アークウェイを子会社化（2020年９月１日予定）することを決定し、当社グループの高付加価値サービスの供給体制を一層拡充することができました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、以下のとおりとなりました。

売上高	6,387,867千円（前連結会計年度比9.6％）
営業利益	1,331,844千円（前連結会計年度比15.1％）
経常利益	1,334,957千円（前連結会計年度比14.8％）
親会社株主に帰属する当期純利益	738,423千円（前連結会計年度比5.8％）

当連結会計年度の業績の概要は以下のとおりです。

(a)　売上高については、主に建設、金融、製造及びサービス業等の主要顧客企業からの引き合いが堅調に推移するとともに新規顧客からの引き合いも拡大したこと、また、これらの堅調な引き合いに対応できる優秀なコンサルタントの採用・育成やパートナー企業の支援確保が概ね順調に進んだことにより、前連結会計年度比557,407千円（9.6％）増加の6,387,867千円となり過去最高を記録しました。

(b)　損益面については、今後の事業拡大に備え子会社の取締役の増員はあったものの、売上高の拡大に加え、プロジェクトの品質管理や効率的なグループ経営の徹底により、営業利益は前連結会計年度比175,070千円(15.1%)増加の1,331,844千円、経常利益は前連結会計年度比172,210千円（14.8%）増加の1,334,957千円となり、それぞれ過去最高を記録しました。また親会社株主に帰属する当期純利益についても、保有投資有価証券の一部で評価損を計上したものの、前連結会計年度比40,722千円（5.8%）増加の738,423千円と過去最高を記録しました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資総額は31,120千円であります。主なものは以下のとおりであります。（下記の金額には消費税等は含まれておりません。）

重要な設備等の新設の内容	投資金額（千円）
パソコン、サーバー及びその周辺機器	30,205

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2019年８月１日付で、連結子会社であるピースミール・テクノロジー株式会社の普通株式を26株（議決権割合14.4%）追加取得いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
	第１７期	第１８期	第１９期	第２０期（当連結会計年度）
売上高（千円）	4,677,085	5,085,038	5,830,459	6,387,867
経常利益（千円）	843,921	889,711	1,162,746	1,334,957
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	539,681	555,713	697,700	738,423
１株当たり当期純利益（円）	94.02	96.81	121.55	128.68
総資産（千円）	5,087,620	5,705,332	6,579,463	7,036,964
純資産（千円）	4,171,862	4,634,324	5,251,035	5,684,142
１株当たり純資産額（円）	711.83	788.58	890.96	981.19
自己資本比率（%）	80.3	79.3	77.7	78.9

（注）連結ベースでの数値/比率を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ウルシステムズ株式会社	100,000千円	99.3%	コンサルティング事業
ピースミール・テクノロジー株式会社	4,550千円	56.1%	コンサルティング事業

（注）当社は、2019年８月１日付で、ピースミール・テクノロジー株式会社の普通株式を26株（議決権比率14.4%）追加取得しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、現時点で新型コロナウイルスの感染拡大による事業上の重要な影響は受けておりませんが、今後、感染拡大がより深刻化した場合には、プロジェクトの中止・延期等が発生する可能性も完全に排除できないため、まず、短期的には、これらの影響を最小限に留めるべく既存顧客の潜在ニーズの掘り起こしやアライアンスの拡充等を行い先手先手の策を講じてまいる所存です。

一方、社会の大きな趨勢から、先端IT技術を活用し事業競争力強化を図るいわゆるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を推し進める企業の増加という大勢には大きな影響はないものと考えられ、中長期的には当社コンサルティングサービスへの顧客ニーズは今まで以上に堅調に推移するものと確信しております。したがって、当社グループの持続的且つ中長期的な事業成長の実現のため、引き続き優秀な人材の採用活動及び人材の育成強化並びに品質管理の徹底を推し進めるとともに、外部企業とのアライアンスや今後有望と思われる先端技術への投資を積極的に進め、基幹事業であるコンサルティング事業のさらなる供給能力強化と付加価値向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社2社（ウルシステムズ株式会社及びピースミール・テクノロジー株式会社）で構成され、主に顧客企業の競争優位性を支える戦略的IT投資領域におけるコンサルテーション及び受託開発からなるコンサルティング事業を展開しています。

事業活動における各社の位置づけは、以下のとおりであります。

① ウルシステムズ株式会社は、建設、金融、製造及びサービス等向けを中心とした情報システムに関するコンサルティング及び受託開発サービスを展開しております。

② ピースミール・テクノロジー株式会社は、自治体など公共事業体を中心に、情報システムに関するコンサルティング、開発、保守及び教育サービスを展開しております。

なお、当社は、特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断しております。

以上の関係を図に示すと次のようになります。

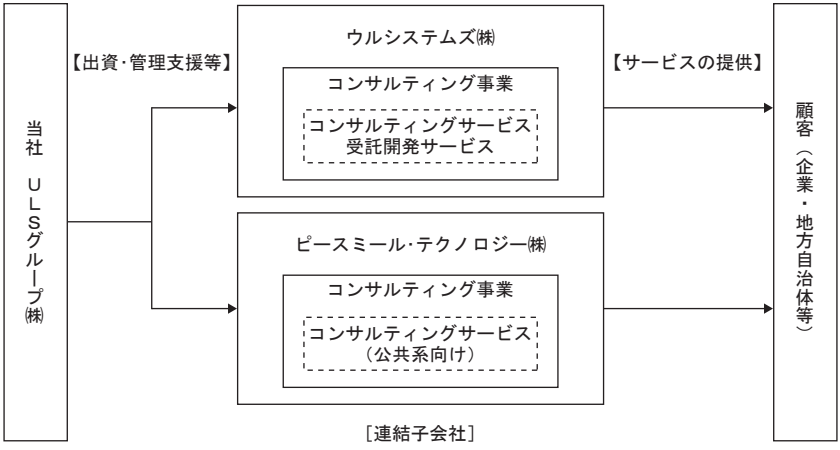

(6) 主要な営業所（2020年３月31日現在）

当　　社	本社：東京都中央区晴海一丁目８番10号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーX棟14階
ウルシステムズ株式会社	本社：　同上
ピースミール・テクノロジー株式会社	本社：　同上 札幌事業本部：北海道札幌市中央区北二条西三丁目１番16号 太陽生命ひまわり札幌ビル７F

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況　324名（前連結会計年度末比　６名増）

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14名	0名	43.5歳	9.1年

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年２月27日付で、高度なアーキテクチャ技術を有する株式会社アークウェイの株主との間で、同社の発行済み株式総数の80%を2020年９月１日（予定）をもって譲り受け子会社化する旨の株式譲渡契約を締結しております。

２．株式の状況（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　23,200,000株

(2) 発行済株式の総数　6,160,800株

(3) 株主数　1,376名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
漆原茂	2,508,600	44.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	371,500	6.57
高橋敬一	292,000	5.16
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD（常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行）	261,100	4.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	232,800	4.12
株式会社インテック	220,000	3.89
ＴＩＳ株式会社	140,300	2.48
馬場和広	62,000	1.10
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)（常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行）	55,960	0.99
クレディ・スイス証券株式会社	55,300	0.98

（注）当社は自己株式(505,220株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

2016年３月31日取締役会決議及び2016年４月27日取締役会決議に基づき当社の取締役、当社子会社の取締役及び従業員に対して有償にて発行した新株予約権の概要は次のとおりです。

新株予約権の数（注1）	3,100個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注1）	普通株式 310,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり400円
新株予約権の払込期日	2016年５月12日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	94,000円
新株予約権の行使期間	自　2017年７月１日 至　2031年４月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金（1株あたり）	資本金　472円 資本準備金　472円
新株予約権の行使の条件	（注2）
割当先（注1）（注3）	当社取締役　2名 新株予約権の数　900個 目的となる株式の数　90,000株
	当社子会社の取締役　4名 新株予約権の数　1,200個 目的となる株式の数　120,000株
	当社子会社の従業員　5名 新株予約権の数　1,000個 目的となる株式の数　100,000株

（注）１．2020年３月31日現在において発行時より新株予約権の数が600個(60,000株)減少しております。全て当社子会社従業員の退職に伴う減少であります。

２．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、下記の(a)、(b)又は(c)に掲げる各時期までに当社の経常利益が当該(a)、(b)又は(c)に掲げる条件を満たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ当該各条件に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度

として、当該条件を満たした期に係る有価証券報告書の提出日の属する翌月１日から行使することができる。

(a) 2021年３月期までに経常利益が13億円を超過した場合
行使可能割合： 10％

(b) 2026年３月期までに経常利益が16億円を超過した場合
行使可能割合： 40％

(c) 2026年３月期までに経常利益が20億円を超過した場合
行使可能割合：100％

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の当該各期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

② 上記①にかかわらず、2016年４月28日から2017年４月27日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも300円（ただし、割当日後に当社が株式の分割、併合または無償割当てを行った場合には、その比率に応じて調整される。）を下回った場合には、本新株予約権を行使することはできない。

③ 新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、かかる要件を満たさない場合においても、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

３．割当先の対象者の役職は、発行時の役職を記載しております。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	漆　原　　茂	ウルシステムズ株式会社代表取締役社長 株式会社アークウェイ取締役
取　締　役	植　松　　隆	ウルシステムズ株式会社常務取締役
取　締　役	古　澤　憲　一	IT管理担当 ウルシステムズ株式会社取締役
取　締　役	高　橋　敬　一	法務、人事・総務、財務・経理、IR担当 ウルシステムズ株式会社取締役 ピースミール・テクノロジー株式会社取締役 株式会社ノーチラス・テクノロジーズ社外取締役 株式会社オーシャンブリッジ取締役
常勤監査役	馬　場　和　広	ウルシステムズ株式会社監査役 ピースミール・テクノロジー株式会社監査役
監　査　役	鈴　木　　明	
監　査　役	山　田　真　美	高樹町法律事務所パートナー 弁護士

（注）１．監査役鈴木明氏及び監査役山田真美氏は、社外監査役であります。また、当社は、監査役山田真美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．常勤監査役馬場和広氏及び監査役鈴木明氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役馬場和広氏は、当社及び子会社の取締役を長く務め、当社グループ全体の、事業や運営の状況及び財務・会計に深く通じており、監査役の立場から公正な企業運営の実現に貢献できる相当程度の知見を有しております。

・監査役鈴木明氏は、外資系企業を中心に経営者としての経験と財務及び会計に関する知識が豊富であり、社外監査役の立場から公正な企業運営の実現に貢献できる相当程度の知見を持っております。

３．当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は次の通りであります。

当社は、取締役会の監視・監督機能及び業務意思決定機能をより強化するため、適切な人材を社外取締役に選任することは有益なことと認識しております。しかしながら、社外取締役として取締役会の機能強化に貢献するためには、企業経営一般のみならず当社グループの事業ドメインである「戦略的IT投資領域」における事業遂行に必要な識見を十分に備え当社の事業戦略に基づき個々の案件における適切な意思決定を行うことができ、かつ当社の経営者からも独立した立場にある方である必要があります。当社ではかかる観点から人材の探索に努めておりますが、適切な人材の選定には

至っておりません。そして、仮にIT業界や企業経営に対する識見を十分に有さない社外取締役を選任した場合には、業務執行に対する監視・監督機能を適切に果たせず無用なコスト増を招くのみならず当社の実情に即した的確な意思決定を行う取締役会の機能を低下させ、当社取締役会の運営に少なからず悪影響を及ぼす可能性があります。

以上の理由により、当社では社外取締役の選任は相当ではないと判断し、当事業年度末日において社外取締役を置いていないものであります。

今後とも当社にとって最適な内部統制体制の構築を目指しつつ、引き続き、当社の社外取締役として適切な人材の確保に向けて検討を行ってまいります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	2名	145,800千円
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	14,400千円 (3,600千円)
合計 （うち社外監査役）	5名 (2名)	160,200千円 (3,600千円)

（注）１．取締役の支給人員は無報酬の取締役２名を除いております。また、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．上記の報酬等の総額には、当事業年度中に費用処理した取締役に対する業績連動役員報酬が含まれております。

３．取締役の報酬等の限度額は、2014年６月27日開催の第14回定時株主総会において各事業年度につき総額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）及び株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額を年額300,000千円の範囲内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）で設けることにつき決議いただいております。

４．監査役の報酬等の限度額は、2006年６月29日開催の第６回定時株主総会において各事業年度につき総額50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役山田真美氏は、高樹町法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同法律事務所の間には特別の関係はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役鈴木　明	17回	100%	13回	100%
監査役山田真美	16回	94%	13回	100%

ロ．取締役会及び監査役会における発言状況

・監査役鈴木明氏は、主に長年の経営者の経験に基づく経営管理の視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において経営上の危機管理体制などについて、適切な意見を述べております。

・監査役山田真美氏は、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においてコンプライアンス推進など業務の適正性について発言を行っております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の定めにより、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任について同法第427条第１項に定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する（但し、当該限定は法令に定められた限度とする）旨の責任限定契約を締結することができますが、当事業年度においては該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　14,500千円

・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　14,500千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は相当と認めて同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任し、会計監査人の独立性、適格性を害するその他の事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社の子会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の役員及び社員（以下、「役職員」という）の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の役職員が職務の執行に当たり遵守すべき規範として、法令遵守（コンプライアンス）体制に関する憲章を制定し、同憲章をもって法令・定款及び社内規程を遵守した行動をとるための行動規範を定めます。当社及び子会社の取締役社長は、当該憲章の趣旨を繰り返し役職員に伝えることにより、法令・定款等の遵守を企業活動の前提とすることを徹底します。また、その徹底を図るため、当社の法務部において当社及び子会社全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に、当社及び子会社の役職員教育を行います。当社の内部監査室は、法務部と連携してコンプライアンスの状況を監査し、その状況は当社及び関連する子会社の取締役社長、取締役会及び監査役会並びに監査役に適宜報告されます。

さらに、当社及び子会社の役職員が法令上の疑義のある事業活動につき直接情報を提供するための手段として、監査役によるホットライン（法令遵守通報窓口）の設置を行います。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録するとともに、所定の期間、取締役、監査役及び監査法人が常時閲覧できるよう保存します。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理規程に従い、当社及び子会社の事業で想定されるリスクのカテゴリー別に責任者を定め、当社の法務部長を当社及び子会社全体のリスクに関する統括責任者として任命し、法務部において当社及び子会社全体のリスクを網羅的・総括的に管理します。

また、個々のリスクの管理については、当社及び子会社における各組織の業務が規程に従って適正な手続のもとに行われているか否かを当社の内部監査室が監査計画に従って定期的に監査して改善点等を指摘し、その結果を取締役社長、監査役会、取締役会及び法務部長に報告するほか監査法人とも共有し、必要に応じて取締役会において改善策を審

議・決定します。また、子会社については、当社から監査役を派遣し、当該監査役が役員の立場から年度監査計画に基づいてリスク管理状況を監査し、必要に応じて当社及び当該子会社の取締役会及び内部監査室と情報を共有してリスク対策を実施させる体制を構築します。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会は、役職員が共有する経営計画を定めます。そして、各業務担当取締役は、職務分掌規程及び職務権限規程等の会社の権限分配・意思決定ルールに基づいてその所管する組織及び子会社による効率的な目標達成の方法を決定し実施します。また、当社及び子会社ではプロジェクト管理システム(PAS)等のITツールや予実差異分析プロセスを採用しており、更に派遣役員を通じて子会社からの定期又は随時の報告を受けること等により、当社及び子会社の業務の進捗状況や損益状況を半月又は月次でレビューし、目標未達成や進捗遅れが生じた場合には要因分析や対策立案について当社又は子会社の取締役会で協議し迅速に問題を解消することにより当社及び子会社全体の業務の効率化を実現する体制を構築します。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体で業務の適正性を確保するため、当社が主体となって当社グループの方向性を決定し、業務の重要性に応じて子会社の業務手続についても当社にてルール化を行い、その業務の適正性は内部監査室が内部監査を通じて確認するものとします。また、当社取締役及び当社の各部門が子会社から事業の動向及び業務の執行状況についての報告を受け、当社所定の重要事項について当社取締役会に報告するものとします。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査室を監査役の監査を補助する組織とし、内部監査室長又は内部監査室長が指名する内部監査室員を監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という）とします。監査役補助者は監査役との協議により内部監査とは別に監査役の要望した事項の監査を行いその結果を当該監査役に報告します。そのため、内部監査室には、当社及び子会社の業務を十分検証できるだけの専門性を有する人材を配置いたします。

(7) 監査役補助者の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の人事異動及び懲戒については、人事担当取締役は監査役会に対して事前の報告を行いその承認を得るものとします。

(8) 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室長は監査役の監査計画に基づきその補助のための業務計画を策定し、常勤監査役を中心とした監査役の適宜の指示のもとに人員工数を適宜に重点投入して、監査役補助者が実効的な監査補助を行える条件を整備します。

(9) 当社の監査役及び監査役会への報告に関する体制

当社及び子会社の役職員は、監査役会規則に基づき、法定の事項に加えて、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、その他コンプライアンス上重要な事項が発生した場合には、直接、監査役及び監査役会に対し報告することができます。また、当社は子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行にあたって生じた経営上の重要事項については取締役会及び監査役の監督、監査機能を通じて当社監査役に報告が上げられる体制とします。子会社の従業員の職務執行にあたって生じた重要な事項についても、主として監査役の監査及び当社の内部監査を通じて当社の監査役会及び取締役会に報告が上げられる体制とします。更に、当社の監査役へのホットライン（法令遵守通報窓口）を通じて当社及び子会社の役職員から法令違反等の事実の報告を直接かつ迅速に収集する体制を構築します。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へのホットライン（法令遵守通報窓口）は当社の社内規程に基づいて設置され、通報を受けた監査役は通報者の匿名性を保証し、通報者が不利益な取り扱いを受けていないかどうかを適宜確認し、通報した事実を理由として不利益な取扱いを行った役職員の懲戒を求め、又は取締役会等へ是正措置を勧告するなど、通報者の身分を保証するための権限を有することとし、内部通報の体制が効果的に運用される体制を構築します。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続等に係る方針に関する事項

当社の監査役及び監査役会が弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対する助言又は調査等の事務委託或いは実地監査のための出張旅

費等、所要の費用を当社に請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き当社はこれを拒むことができず、また監査役より前払いの請求を受けた場合には金銭出納に関する社内規程に基づいてこれに応じることとします。

(12) そのほか当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は当社及び子会社にて開催される主要な会議に出席し、役員及び管理職社員との情報交換を図ります。また、内部監査室との間で日常的な情報交換や監査役監査における定期的なヒアリングを通じ、また監査法人との間で監査実施のつど情報交換を通じ、それぞれ連携を図ります。更に当社の監査役が子会社の監査役に就任し、子会社の業務、損益、リスク及びコンプライアンスに関する情報を適時に把握します。このようにして収集された情報は監査役会に報告され社外監査役との間で共有されたうえで、監査役監査実施にあたっての重要な資料とします。

(13) 金融商品取引法により求められる内部統制体制構築に関する諸施策

当社は、上場企業として、金融商品取引法により要求される内部統制体制につき、所管部門を内部監査室及び財務経理部に定め、適切な体制の構築を図っています。その体制の適切性の担保として、所管部門は、監査法人から内部統制監査を受けるとともに、適宜、意見交換を行ってその改善に努め、決算・財務報告の適切性を図っています。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(i) 重要な会議の開催状況

取締役の職務執行と法令及び定款との適合性を確保するため、取締役会を原則として月次で開催（当期は17回）しました。

また、取締役相互及び監査役による監視機能を実効性あるものとするために、グループ全体の主要な経営指標の報告等を通じて、取締役会審議の充実を図りました。

更に、主要子会社が重要な経営事項や業務進捗状況を役職員間で共有するために定期的に開催する会議には当社の取締役及び管理職社員も出席し、子会社に関する情報の迅速な収集に努めました。

(ii) 監査役の職務の執行状況

① 監査役の職務執行と法令及び定款との適合性を確保するため、監査役会を原則として月次で開催（当期は13回）しました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行い、当社の代表取締役、取締役、管理職社員及び当社子会社の取締役を対象に面談を行いました。

③ 監査役会は、代表取締役及び会計監査人との間でそれぞれ随時の意見及び情報の交換を行いました。

(iii)主な教育の実施状況

① 当社の情報セキュリティに関するルールの周知を図るため、情報セキュリティ委員会において当社グループ全役職員を対象としてルールの勉強会を実施し、その理解度をチェックテストで確認しました。

② 新入社員を中心に、当社社内ルール及び業務に関連する法令の理解を促進するため、法務研修を実施しました。

(iv) 内部監査の実施状況

内部監査計画に基づき、業務リスク及び表示リスクを発見しこれを回避する観点から、当社グループ全体を対象に監査項目を設定して定期監査を２回実施しました。

(v) 財務報告に係る内部統制の状況

当期は、前期より継続して、当社及び当社の子会社であるウルシステムズ株式会社の事業を内部統制に関する評価範囲とし、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの整備、運用状況の評価を実施しました。

(vi) 反社会的勢力排除状況

取引先との契約条件に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むよう徹底するとともに、警視庁管内の企業総務担当者で構成される反社会的勢力対策のための協議会に参加し、その動向等についての情報交換を行い所轄署との連携を図りました。

７．会社の支配に関する基本方針

当社は、当社グループの事業ドメインである「戦略的IT投資領域」における高付加価値サービスの提供を通じて顧客満足度を向上させることにより安定的に事業成長することを基本的な経営方針としております。従って、当社の業務の遂行には、「戦略的IT投資領域」に精通した者が取締役や業務執行者に就任し、事業の方針を決定し、業務執行体制を構築することが必要であり、これによって初めて当社の事業価値の維持・向上が図られるものと認識しております。以上が会社の支配に関する基本方針であります。

現時点においては、当社株式の大規模な買付行為に関する具体的な対応方針は特に定めておりませんが、上記の方針に照らして必要性があると判断した場合には、社内外の専門家を含めて検討したうえで適切な対応策を講じます。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識しております。この認識に従って、当社は、現在長期保有の株主様への積極的な利益還元策として当面の配当性向を20%～30%とする業績連動型の配当政策を採用しております。当連結会計年度の業績は親会社株主に帰属する当期純利益738,423千円となったため、当連結会計年度においては期末配当金を１株当たり26円（連結配当性向20.2%）とさせていただくことを予定しております。

また、自己株式の取得につきましても、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の手段を確保することを主たる目的として断続的に実施しており、2020年３月期においては2020年３月16日付の取締役会決議に基づき同年３月31日までに84,200株（172,483千円）の買い付けを実施しております。なお、2020年３月31日までの累計取得株数は505,220株、累計取得金額合計は331,809千円となっております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**6,188,996**	**流動負債**	**1,352,822**
現金及び預金	4,417,190	未払金	204,192
売掛金	1,673,650	未払費用	254,321
仕掛品	35,390	賞与引当金	414,870
その他	62,764	未払法人税等	238,609
固定資産	**847,968**	その他	240,829
有形固定資産	**54,531**	**負債合計**	**1,352,822**
建物附属設備	78,755	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	146,547	**株主資本**	**5,551,935**
減価償却累計額	△170,771	**資本金**	**845,490**
無形固定資産	**31,882**	**資本剰余金**	**1,205,301**
のれん	28,806	**利益剰余金**	**3,832,952**
その他	3,076	**自己株式**	**△331,809**
投資その他の資産	**761,554**	**その他の包括利益累計額**	**△2,733**
投資有価証券	440,713	その他有価証券評価差額金	△2,733
繰延税金資産	195,673	**新株予約権**	**1,240**
その他	125,167	**非支配株主持分**	**133,701**
資産合計	**7,036,964**	**純資産合計**	**5,684,142**
		負債純資産合計	**7,036,964**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		6,387,867
売上原価		4,104,689
売上総利益		2,283,178
販売費及び一般管理費		951,334
営業利益		1,331,844
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	2,722	
その他	866	3,631
営業外費用		
自己株式取得費用	518	518
経常利益		1,334,957
特別損失		
投資有価証券評価損	102,177	102,177
税金等調整前当期純利益		1,232,779
法人税、住民税及び事業税	467,096	
法人税等調整額	△495	466,600
当期純利益		766,178
非支配株主に帰属する当期純利益		27,755
親会社株主に帰属する当期純利益		738,423

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日　当期首残高	845,490	1,185,919	3,238,028	△158,897	5,110,539
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△143,498		△143,498
親会社株主に帰属する当期純利益			738,423		738,423
自己株式の取得				△172,911	△172,911
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		19,382			19,382
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	19,382	594,924	△172,911	441,395
2020年３月31日　当期末残高	845,490	1,205,301	3,832,952	△331,809	5,551,935

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
2019年４月１日　当期首残高	3,527	3,527	1,240	135,728	5,251,035
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△143,498
親会社株主に帰属する当期純利益					738,423
自己株式の取得					△172,911
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					19,382
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△6,260	△6,260	－	△2,027	△8,287
連結会計年度中の変動額合計	△6,260	△6,260	－	△2,027	433,107
2020年３月31日　当期末残高	△2,733	△2,733	1,240	133,701	5,684,142

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**2,316,494**	**流動負債**	**219,344**
現金及び預金	1,832,516	未払金	10,731
売掛金	317,919	未払費用	95,255
関係会社短期貸付金	150,000	未払法人税等	64,570
前払費用	16,056	賞与引当金	16,675
その他	1	その他	32,111
固定資産	**1,092,236**	**負債合計**	**219,344**
有形固定資産	**15,254**	**純資産の部**	
建物附属設備	58,786	**株主資本**	**3,190,879**
工具、器具及び備品	58,182	**資本金**	**845,490**
減価償却累計額	△101,714	**資本剰余金**	**1,185,919**
無形固定資産	**2,156**	資本準備金	835,726
ソフトウェア	1,044	その他資本剰余金	350,193
電話加入権	1,019	**利益剰余金**	**1,491,280**
商標権	92	その他利益剰余金	1,491,280
投資その他の資産	**1,074,824**	繰越利益剰余金	1,491,280
投資有価証券	440,713	**自己株式**	**△331,809**
関係会社株式	466,303	**評価・換算差額等**	**△2,733**
敷金	114,510	その他有価証券評価差額金	△2,733
繰延税金資産	53,296	**新株予約権**	**1,240**
		純資産合計	**3,189,386**
資産合計	**3,408,730**	**負債純資産合計**	**3,408,730**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営　業　収　益		**1,029,402**
販売費及び一般管理費		**548,913**
営　業　利　益		**480,489**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	3,019	
受　取　配　当　金	2,722	
そ　の　他	350	6,091
営　業　外　費　用		
自己株式取得費用	518	518
経　常　利　益		**486,062**
特　別　損　失		
投資有価証券評価損	102,177	102,177
税引前当期純利益		**383,884**
法人税、住民税及び事業税	149,928	
法　人　税　等　調　整　額	△199	149,728
当　期　純　利　益		**234,156**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年４月１日　当期首残高	845,490	835,726	350,193	1,185,919	1,400,622	1,400,622	△158,897	3,273,134
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△143,498	△143,498		△143,498
自己株式の取得							△172,911	△172,911
当期純利益					234,156	234,156		234,156
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	90,657	90,657	△172,911	△82,254
2020年３月31日　当期末残高	845,490	835,726	350,193	1,185,919	1,491,280	1,491,280	△331,809	3,190,879

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年４月１日　当期首残高	3,527	3,527	1,240	3,277,901
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△143,498
自己株式の取得				△172,911
当期純利益				234,156
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△6,260	△6,260		△6,260
事業年度中の変動額合計	△6,260	△6,260	－	△88,515
2020年３月31日　当期末残高	△2,733	△2,733	1,240	3,189,386

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月７日

ＵＬＳグループ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　塚　　弦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池　田　太　洋　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ＵＬＳグループ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＬＳグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月７日

ＵＬＳグループ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　長　塚　　弦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　池　田　太　洋　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ＵＬＳグループ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な

保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月1日から2020年３月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ｲの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月８日

ＵＬＳグループ株式会社　監査役会

常勤監査役　馬　場　和　広　㊞

社外監査役　鈴　木　　明　㊞

社外監査役　山　田　真　美　㊞

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社では、株主の皆様への利益還元は最も重要な経営課題の一つとして認識しております。この認識に従い、当社は、現在長期保有の株主様への積極的な利益還元策として当面の配当性向を20％～30％とする業績連動型の配当政策を採用しております。当連結会計年度の業績は親会社株主に帰属する当期純利益が738,423千円となったため、2020年３月期の期末配当は、１株当たり26円（連結配当性向20.2％）で実施したいと思います。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金26円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、147,045,080円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役漆原　茂、植松　隆、古澤　憲一及び高橋　敬一の４氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	うるしばら　しげる 漆　原　　茂 (1965年２月24日生)	1987年４月　沖電気工業㈱入社 1989年９月　スタンフォード大学コンピュータシステム研究所客員研究員 1999年４月　沖電気工業㈱システムソリューショングループ 2000年４月　同社システムソリューションカンパニー 2000年７月　当社代表取締役社長（現任） 2008年１月　オープンソースCRM㈱取締役 2011年10月　ウルシステムズ㈱代表取締役社長（現任） 2014年９月　㈱ブレインパッド社外取締役 2020年２月　㈱アークウェイ取締役（現任）	2,508,600株
2	うえまつ　たかし 植　松　　隆 (1968年１月12日生)	1993年４月　㈱ベストロン入社 1995年８月　丸紅情報システムズ㈱入社 1999年１月　ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズ㈱入社 2005年４月　ニッセイ情報テクノロジー㈱入社 2008年４月　当社入社 2011年10月　ウルシステムズ㈱入社 事業開発本部長 2014年５月　ウルシステムズ㈱取締役（現任） 2018年６月　当社取締役（現任）	0株
3	ふるさわ　けんいち 古　澤　憲　一 (1966年11月21日生)	1990年４月　㈱エイ・エス・ティ入社 1998年４月　㈱イーシー・ワン入社 2004年10月　㈱トラストコンベクション取締役 2008年10月　㈱イーシー・ワン入社 2010年６月　同社取締役 2011年６月　当社取締役（現任） 2011年10月　ウルシステムズ㈱取締役（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	たかはし　けいいち 高橋　敬一 (1970年10月12日生)	1994年10月　中央監査法人入所 1998年４月　公認会計士登録 2000年10月　当社入社　ディレクター 2002年６月　当社財務担当執行役員 2003年12月　当社取締役（現任） 2008年１月　オープンソースCRM㈱取締役 2009年10月　ピースミール・テクノロジー㈱取締役（現任） 2011年10月　ウルシステムズ㈱取締役（現任） ㈱ノーチラス・テクノロジーズ社外取締役（現任） 2017年２月　㈱オーシャンブリッジ取締役（現任）	292,000株

（注）１．取締役候補者、漆原　茂氏は、当社子会社であるウルシステムズ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に、役務提供等の取引関係があります。他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．現在当社の取締役である各候補者の当社における担当については、事業報告「４.会社役員の状況（１）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
３．上記候補者に社外取締役候補者はおりませんが、会社法施行規則第74条の２に規定する「社外取締役を置くことが相当でない理由」につきましては、事業報告「４.会社役員の状況(１)取締役及び監査役の状況」（注）３.に記載しております。今後、適切な人材の確保ができ次第、社外取締役候補者とする方針であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役を増員することといたしたく、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
さかた　まさかず 坂田　政一 （1959年８月２日生）	1983年４月　富士ゼロックス㈱入社 2005年10月　㈱港化成工業取締役（現任） 2010年４月　富士ゼロックスアドバンストテクノロジー㈱常務執行役員 2011年６月　富士ゼロックスアドバンストテクノロジー㈱取締役常務執行役員 2015年６月　富士ゼロックス情報システム㈱専務執行役員 2017年６月　富士ゼロックスアドバンストテクノロジー㈱代表取締役社長 2019年４月　富士ゼロックス㈱シニアアドバイザー	0株

（注）１．上記候補者と当社との間では、特別の利害関係はありません。

２．上記候補者は社外監査役候補者であります。同氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたり、国際的な複合機メーカー及びその関連会社の業務及び経営に携わっており、IT業界に通じた高度の専門性と高い知見を有するため、当社の社外監査役に適任であると判断したためであります。

３．上記候補者が監査役に選任された場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

４．上記候補者は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしておりますので、当社は上記候補者を独立役員として指定する予定であります。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都中央区晴海一丁目８番10号
晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーＸ棟５階会議室２番
ＴＥＬ（03）3532-2701

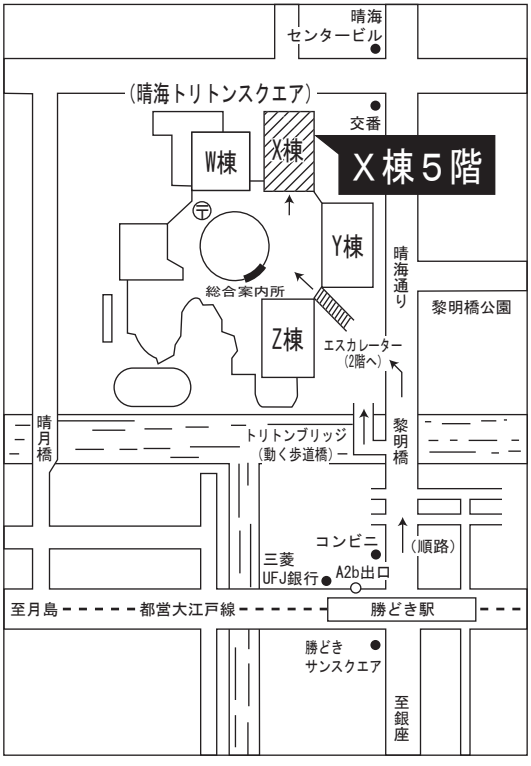

都営地下鉄大江戸線 勝どき駅（Ａ２ｂ出口）下車
徒歩８分

お土産の廃止について

本年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取り止めとさせていただくこととなりました。
何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。